

議案第15号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例中一部改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）に基づき、関係条文を整理するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（略）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの</u>（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携協力を行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>6～9 一略一</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの</u>（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携協力を行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>6～9 一略一</p>

改正案	現 行
<p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	